

日本家庭科教育学会中国地区会 会則

第1条(名称) 本会は、日本家庭科教育学会会則第2条に則り、日本家庭科教育学会中国地区会と称する。

第2条(目的) 本会は、家庭科教育に関する研究を推進し、併せて会員相互の親睦・向上・連絡を図ることを目的とする。

第3条(事業) 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。地区総会・研究発表会・講演会・その他必要と認められる活動。

第4条(会員) 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 日本家庭科教育学会の会員のうち、規定の地区会費を納入した者

(2) 小学校・中学校・高等学校・大学(短大を含む)の家庭科教育関係する教職員および家庭科教育に関心ある者で、規定の地区会費を納入した者

第5条(役員) 本会に、次の役員をおく。

(1) 地区会長 1名 地区副会長 1名 地区会代表者 2名

監事 2名 庶務会計 2名

(2) 役員を選出は、地区総会において行う。

第6条(役員の任務) 役員は、次のとおりとする。

(1) 地区会長は、本会を総括し本部との連絡にあたる。

(2) 地区副会長は、地区会長を補佐し地区会長に自己ある時はその任務を代行する。

(3) 地区会長、地区副会長、庶務会計は役員会を構成し、会務を審議し執行する。

(4) 監事は、会計の監査をする。

(5) 地区会長および地区副会長は、日本家庭科教育学会地区会代表者を兼ね、その任務にあたる。

第7条(役員の任期) 役員は、2年とする。但し、再選を妨げない。

第8条(会計) 本会の経費は、地区会費・本部からの還付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

3. 地区会費は、年1,000円とし、会計年度の開始時に納める。

第9条(付則) 会則の変更は、総会の議を経て行う。

2. この会則の施行に必要な細則は、役員会の議を経て別に定める。

3. 本会の事務局は、地区会長所属の機関におく。

4. 本会の住所は、上記3の事務局の住所におく。

5. この会則は、昭和56年2月28日から施行する。

(改正昭和62年12月6日 第8条2項)

(改正平成16年8月21日 第9条4項)

(改正平成20年8月23日 第5条、第6条)

(改正平成30年8月17日 第5条)

(改正令和4年8月27日 第4条)